

明監報第5号

市民生活局市民協働推進室（コミセン）行政監査結果報告のこと

地方自治法第199条第2項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

令和4年3月24日

明石市監査委員 藤 本 一 彦

同 藤 田 隆 大

同 尾 倉 あき子

同 三 好 宏

市民生活局市民協働推進室（コミセン）行政監査の結果について

1 監査のテーマ

「準公金の取扱いについて」

（注）準公金とは、職員が職務に関連して取り扱う現金等で、明石市財務規則及び地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則が適用されないものをいう。

2 監査の期間

令和3年11月25日から令和4年3月24日まで

3 監査の範囲

監査事務局の現地監査時点における準公金の取扱いに関する事務

4 監査の方法

明石市準公金取扱基準に基づいた事務が行われているかについて、市民生活局（市民協働推進室）各コミセンの関係書類等を調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法により、監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 準公金の取扱状況について
- (2) 準公金の取扱金額について
- (3) 準公金の管理状況について
- (4) 準公金の事務処理について

5 監査の結果

市民生活局（市民協働推進室）各コミセンで取り扱っている準公金について、21件の監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した事項については、改善措置を講じられたい。